

組合だより

発行所
岡山大学職員組合
 〒700-8530 岡山市津島中 2-1-1
 電話 086-252-1111 (代)
 (内線) 7168
 直通・FAX 086-252-4148

第 3 1 号
 3 月 1 5 日
 2 0 0 2 年

岡山大学職員組合ホームページ <http://hb4.seikyoku.ne.jp/home/ODUnion/> メールアドレス ODUnion@mb4.seikyoku.ne.jp

「公務員型」と「非公務員型」の違い 今、我々は何を備えておくべきか 学習・検討をはじめよう

二月二六日の執行委員会で決定

調査検討会議 非公務員型選択

前号でもお知らせしたように、文部科学省「国立大学等の独立行政法人に関する調査検討会議」の連絡調整委員会は、2月21日、新しい国立大学法人像について(案)の「最終報告素案」を公表しました。その中で、教職員の身分として「非公務員型」を選択しました。

全大教は公務員型を

これに対し、全大教は「公務員型」を求めて闘っています。岡山大学教職員組合は、この闘いを支持しつつ、仮に、「非公務員型」となった場合、今後、我々は何を備えておくべきかについても併せて学習・検討していくべきであるということを2月26日の執行委員会で話し合いました。「公

務員型」と「非公務員型」ではどのように我々の労働条件が変わってくるのか、以下は、この違いについての簡単な紹介と、これに関する詳しい学習会のお知らせです。

ポイントはココだ!

「最終報告素案」では、この違いが次のように説明されています。

・公務員型

身分保障は、法律で規定。採用については、教員を除き原則として試験採用。兼職・兼業、政治的行為の制限等の服務については、原則として国家公務員法上の制約。争議行為は禁止。外国人の管理職への登用は原則不可。(ただし、給与や勤務時間等については、非公務員型と同様に、法人が基準等を決定)

・非公務員型

身分保障は、就業規則等において規定。

採用は、法人の定めるルールにより採用。

兼職・兼業、その他の服務に関しては、必要に応じ、就業規則等で規定。争議行為も可能。外国人の管理職への登用も可能。(ただし、収賄等の刑法の適用については、公務員と同様の扱い)

なお、非公務員型を採用する場合には、法人への移行職員が不利益を被ることがないよう、職員の引継ぎ、退職手当、医療保険・年金、宿舍などについて所要の法的措置が講じられるとともに、各大学の就業規則等においても解雇事由の制限その他について適切な定めが必要である。

就業規則で歯止め

「非公務員型」を取った場合、各法人の人事戦略に基づく採用や弾力的労働条件等を取ることが可能とされて

います。では、我々の労働条件は、当局によって一方的に決定されるのかというところ、その歯止めは、就業規則にあるとされます。

就業規則はどうやって決まるのでしょうか。

就業規則の作成者は、法人の長。就業規則は必ず作成しなければなりません。特に、労働時間の終了については必ず記載が必要で、作成に当たっては、法人の長が作成し、過半数組合・過半数労働者代表の意見を聴取した上で労働基準監督署に届け出ることになります。

過半数を代表する組合を!

すなわち、当局は就業規則を作成するに当たって、交渉相手が必要とします。それは、我々が過半数組合になれば、我々ということになり、そうでなければ、「過半数を代表する者」を何らかの形で決めることになります。それも、「良識ある労働関係の確立」が必要とされています。これは、我々にとってみれば、労働条件について当局と交渉しうる組合の能力向上が必要ということになります。さらに、詳しく知りたい方は次の学習会にご参加下さい。

緊急学習会のお知らせ

講師：晴山一穂専修大学法学部教授(行政法学)
 (晴山氏は、独法化問題にいち早く取り組み、この問題についての著書もあります。)

日時：3月18日(月) 17:30 ~
 場所：文学部会議室(文法経済学部 号館3階)

座標軸

国立大学職員が、独法化後非公務員型とされる可能性がにわかにくローズアップされてきた。ほんの少し前までは、地平線上の砂煙であつたが、今やそれは指呼の間に迫っている。2004年4月、それが独法化の始まる時期だといわれている。公務員型か非公務員型か、その時点では、結論が出ていないのである。むろんわれわれは、非公務員型阻止に向けて全力を挙げる。2004年4月といえは、われわれの執行委

員会がそれまでに定例だけでいえば、ざっと20回開けるに過ぎない。公務員型であれ非公務員型であれ、われわれの組合を闘う組合として再編するために残された回数がそれだけしかないということだ。は、恐ろしいことだ。少なくともそれまでに、大学側と就業規則とか労働協約とかをちゃんと結んでおく必要がある。その大前提として、私たちの組合の組織率を職員の50パーセント以上にまでもつていかねばならない。就業規則、労働協約をどのようなものとするか、その学習会も即刻開始しなければならぬ。組織率を高めるための組織活動も即刻開始されなければならぬ。今や、大学が生きていく死ぬかの瀬戸際である。だが逆に考えれば大学が大きく飛躍するチャンスでもある。大きく飛躍するためには、大学の構成員がその持っている力を思う存分発揮できることが必須の条件である。いきいきと活躍する職員組合こそ大学構成員の活力の源泉である。今こそ職員組合の大いなる飛躍が求められている瞬間である。大学のため、地域のため、国民のため、そして世界のため、全力を挙げて闘おうではないか。

(い)

職組日誌

2001年12月～

- 12月 1日【農】つり大会
- 3日【医】技術部学習会
- 4日【連】三役会議
- 6日【教】学部長・事務長交渉
- 10日【連】三役会議
- 18日【連】第5回執行委員会
- 19日【法文経】文化教養講座
- 20日【農】執行委員会
- 1月 21日【連】三役会議
- 【農】執行委員会
- 22日【教】「マスカット」発行
- 23日【法文経】SANIOと共催学習会
- 26-27日【全】全大教単組代者会議
(千葉、連合体から2名参加)
- 29日【連】第6回執行委員会
- 【農】この間組員2名増
- 30日【法文経】第3回文化教養講座
「考古学からみた戦争」
(20余名参加)
- 引き続き職場懇親会
- 2月 6日【法文経】執行委員会
(今年度の総括と次期体制)
- 【医】執行委員会
- 8-23日【農】組員アンケート
(60%近い回収)春の学部長・農
園長交渉に生かす予定
- 18日【連】三役会議
- 21日【教】執行委員会 活動内容などにつ
いて
- 26日【連】第7回執行委員会

(右欄から)

新潟大学職員組合
学内教研集会での「特別決議」を2月18日に調査
検討会議あて申し入れました。2月19日打電。
鹿児島大学職員組合
田中学長へ要望書を提出しました。13日には、「独
法化で私達も処遇はどうなるか」で学習会を開催。
秋田大学職員組合
組合の中央委員会で、決議をあげ、この「決議文」
を秋田大学学長ほか、県内新聞社や、文部科学省、
国大協、弘前大学・岩手大学学長・組合に送付す
る予定です。
大阪大学職員組合
長尾連絡調整委員会主査と、大学当局に対して調
査検討会議に再検討を働きかけるよう要望書を提出
しました。3月5日には緊急学習決起集会。大量宣
伝と組員拡大・100万人署名の推進などの今後
の取り組みについて意思統一しました。
集会では、「教職員の首切りを容易にし、学問の自
由と大学の自治を破壊して大学への国家統制を強め
ると同時に大学を財界の研究機関、人材供給機関に
貶めようとする以外の何物でもない」こと
が明らかになりました。

「非公務員型」問題で各単組のとりくみ状況
(全大教の連絡から)

今、全国の単組等で活発に「非公務員型」とすることに反対する決
議や打電や学長への「要望書」申し入れ・会見等のとりくみが行わ
れており、全大教にもたくさんの情報が寄せられているとのことだ
す。その一部を採録します。(順不同)

静岡大学教職員組合

2月28日付けで「国立大学法人制度に関する緊急要請」を国大協
理事と静大校長あて提出しました。

筑波大学教職員組合

2月21日北原保雄学長が、『筑波大学教員の定年年齢について
(中間報告)』を提案。中間報告の結論は、『定年年齢を65歳と
し、同時に全学の教員ポストに任期制を導入する。任期制は、新
規任用の教員から適用する。また、現在任用されている教員につ
いても、早期に任期制を適用できるように、任期制の運用方法を検討
することが望ましい』『任期制を全学的に導入する場合は、「大学
の教員等の任期に関する法律(法律第82号)」法第4条第1項第
1号、すなわち流動型を適用することを基本とする』と述べていま
す。私たちは、学長に対し、
(1)65歳定年問題と全学の教員ポストに任期制を導入する問題
とを別々に議論すること
(2)全学の教員ポストに任期制を導入する問題については、法人
化問題の文部科学省検討会議の3月末最終報告を待って、その内容
と法案審議を見た上で、議論を開始すること。の2点を緊急に要求
したいと思います。

北海道大学教職員組合

2月19日連絡調整委員会あて打電を行い、2月26日北大学長
あて申し入れを行いました。

三重大学教職員組合連合会

2月22日、人事課会見で「要望書」を学長に申し入れしました。

東京大学職員組合

2月14日に東大総長へ「職員の身分問題に関する緊急申入書」を
提出し、東大として、法人化に伴う教職員の身分問題について、「非
公務員型」反対の意思を表明すること、東職との会見を行うことを
申し入れました。東職ほか27大学の教職組委員長連名で、文科省
調査検討会議宛ての「要請 国立大学職員の『非公務員化』に反対
する」を2月20日に送付しました。なお、同要請は国大協会長、
東大総長、東大全評議員にもその写しを送付しました。(東職HP
に全文掲載)3月1日に『国立大学職員の「非公務員化」に反対す
る3・1緊急集会』を開きました。

島根大学教職員組合

2月21日の学長交渉で取り上げました。20日に緊急打電を行いま
した。

北海道教育大学札幌校教職員組合

2月21日に「調査検討会議」連絡調整委員会あて抗議打電。2
8日の昼休みに緊急職場会議を開きました。

山口大学教職員組合

2月18日に学長に「公務員型」を選択するよう文書で申し入れ
ました。

京都大学職員組合

2月18日に打電。3月1日、「緊急昼休み決起集会」。「要望書」
を(2月21日)、長尾京大総長、「国大協」及び文科省「国立大学の
独立行政法人化に関する調査検討会議」宛にも申し入れました。

名古屋工業大学職員組合

2月20日に学長宛「要望書」を提出。2月21日抗議打電。

奈良県国立大学附属学校・園教職員組合

奈良教育大学長、奈良女子大学長あてに「要望書」を提出しました。
長尾主査宛に抗議電報を打ちました。(左欄へ)

散歩道

寒気が緩んで、
日の出が早くなつて、
もういく日も経つて、
冬の間のわずかに
彩りだつた山茶花の
がくすんでいさう紅
思つてみる。鮮やか
の花びらの色が、見
える。蕾がふくらみだ
木蓮などはもうはつき
りと目に見える。桜に
もなるとはなし。何か
すもの感じがする。萌
春の息吹が漲っている
のだ。いつも歩く道に
らだら坂がある。ただ
ゆつたりと続く坂だ
その横手の斜面が梅林
である。いつの頃か私
はその道を老いの坂と
名付けていた。
今は、その梅が盛り
で紅梅、淡紅梅、白梅
が三層をなして咲き誇
っている。桜ほどの華
麗さではないが、やは
り華やいた気分である。
日によつてその坂を
登ることもあれば下
ることもある。とくに花
の盛りの頃は同じ道を
往復することが多い。

老いの坂
行くも帰るも
花の中

もうほとんど恍惚の
境地だと思ひながら、
私は忙中閑を盗んで花
を愛でる。
(k)